

主題（２）「建設産業における中小企業協同組合と労働組合の協力 - 巨大独占企業との交渉による公正な経済実現の事例」

発表者：増田幸伸（Mr Yukinobu Masuda）（近畿地方 生コンクリート関連協同組合連合会 専務理事）

主旨：日本の中央部に位置する近畿地方の建設産業において生コンクリート製造、輸送、専門的工事などに関連した 4 部門、242 の会社によって中小企業協同組合連合会を結成した。これは日本の建設業の特徴である巨大独占企業の産業支配に対して対等で公正な交渉のためである。この活動の特徴は建設産業の労働組合も連帯して行動していることである。この活動を通じて協同組合は共同受注・共同販売を実現した。そして労働者の賃金水準の向上、品質管理、安全管理、技術・技能水準の向上もまた実現した。

要旨：日本の建設産業は巨大な土木建設会社（ゼネコンと呼ばれている）が支配的地位を占めている。また、その主な資材の 1 つであるコンクリート産業は極く少数の寡占化されたセメント会社が支配的な地位を占めている。これに対して、これ等の事業に従事している建設労働者の内、工事現場に生コンクリートを運ぶ労働者たちが労働組合を結成して労働条件の改善と賃金の上昇を要求して闘ってきた。

しかし闘いは厚い壁に突き当たった。労働者を雇用している下請け企業は劣悪な工事契約金しか得ていない。労働条件も賃金引きあげも困難である。巨大な土木建設会社は下請け企業、その下請け企業の下さらなる下請け企業は公正な契約を出来ない状況であった。

この問題を解決するために、下請け企業の経営者たちは中小企業協同組合法に基づき協同組合を結成した。また、協同組合は連合会を結成した。彼らは巨大土木建設企業と公正な契約を結ぶことを要求したのである。彼らは自分の企業の利益のためだけでなく、そこで働く労働者のためにも公正な契約を要求した。

労働組合は企業経営者に対して彼らの要求について交渉すると共に、中小企業協同組合連合会と連帯して行動している。

これ等の活動は中小企業の維持発展、労働者の労働条件の向上、地域経済の繁栄に貢献している。これは日本における典型的な新しいタイプの社会連帯経済である。

始めている。